省　令

○経済産業省令第七十三号

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百八十一号）の施行に伴い、並びに商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第五条第一項及び第五項並びに第七条第一項及び第五項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月十九日

経済産業大臣　赤澤　亮正

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則（平成五年通商産業省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（事業継続力強化支援計画に係る認定の申請）	（事業継続力強化支援計画に係る認定の申請）
第一条　（略）	**第一条**　（略）
2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。	2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　前項の申請書に記載された経営指導員が次条第一項又は第二項に規定する要件に該当することを証する書面	三　前項の申請書に記載された経営指導員が次条第一項各号に規定する要件に該当することを証する書面
（事業継続力強化支援計画に係る経営指導員の要件）	（事業継続力強化支援計画に係る経営指導員の要件）
第二条　（略）	**第二条**　（略）
2　法第五条第五項に規定する経済産業省令で定める要件は、二以上の商工会若しくは商工会議所が共同して実施する事業継続力強化支援事業において情報の提供及び助言を行う場合又は複数の事業継続力強化支援事業において情報の提供及び助言を行う場合にあっては、前項に規定する要件のほか、第七条第二項各号のいずれかに該当することについて都道府県知事の確認を受けた者（様式第一において「広域経営指導員」という。）であることとする。	（新設）
3　前二項の都道府県知事の確認は、法第五条第一項の認定と併せて行うものとする。	2　前項の都道府県知事の確認は、法第五条第一項の認定と併せて行うものとする。

（経営指導員の照会）

第三条　都道府県知事は、前条第一項又は第二項の確認のため必要な範囲内において、他の都道府県知事又は経済産業大臣若しくは経済産業局長に対し、当該確認に係る経営指導員に関する前条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第二項の確認の結果を照会することができる。この場合において、他の都道府県知事又は経済産業大臣若しくは経済産業局長は、当該照会に係る前条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第二項の確認の結果を当該都道府県知事に通知するものとする。

（事業継続力強化支援計画の変更に係る認定の申請）

第四条　（略）

2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　事業継続力強化支援計画の実施状況を記載した書類（ただし、事業継続力強化支援計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更について、都道府県知事が必要ないと認めたときには、当該書類の添付を省略することができる。）

二　当該変更について当該商工会又は商工会議所の総会又は議員総会その他これに準ずるものの議決を経たことを証する書類

三　（略）

（経営発達支援計画に係る認定の申請）

第六条　商工会又は商工会議所及び関係市町村が法第七条第一項の規定により経営発達支援計画に係る認定を受けようとする場合は、経済産業大臣又は経済産業局長に、様式第三による申請書及びその写しを提出しなければならない。

2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二　（略）

三　前項の申請書に記載された経営指導員が次条第一項又は第二項に規定する要件に該当することを証する書面

（経営指導員の照会）

第三条　都道府県知事は、前条第一項の確認のため必要な範囲内において、他の都道府県知事又は経済産業大臣に対し、当該確認に係る経営指導員に関する前条第一項又は第七条第一項の確認の結果を照会することができる。この場合において、他の都道府県知事又は経済産業大臣は、当該照会に係る前条第一項又は第七条第一項の確認の結果を当該都道府県知事に通知するものとする。

（事業継続力強化支援計画の変更に係る認定の申請）

第四条　（略）

2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　事業継続力強化支援計画の実施状況を記載した書類

二　当該変更について議決をした当該商工会又は商工会議所の総会又は議員総会その他これに準ずるものの議事録の写し

三　（略）

（経営発達支援計画に係る認定の申請）

第六条　商工会又は商工会議所及び関係市町村が法第七条第一項の規定により経営発達支援計画に係る認定を受けようとする場合は、経済産業大臣に、様式第三による申請書及びその写しを提出しなければならない。

2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二　（略）

三　前項の申請書に記載された経営指導員が次条第一項各号に規定する要件に該当することを証する書面